（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項の表附則第十三条の九第二項の項から附則第十三条の九第四項の項までを次のように改める。

附則第十三条の九第二項	次の各号に掲げる	名目手取り賃金変動率が一を下回る
	第七十二条の三（第七十二条の四から第七十二条の六まで	平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条の二（同項の規定により読み替えられた同法第四十三条の三から第四十三条の五まで
	当該各号に定める率	名目手取り賃金変動率
	とする。	
	一　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を下回る場合　名目手取り賃金変動率	物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率。以下この項及び第五項において同じ。）が
	二　物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合　物価変動率	物価変動率
附則第十三条の九第三項	物価変動率が	第七十二条の四（第七十二条の六
	次の各号に掲げる	名目手取り賃金変動率が一を下回る
	第七十二条の五（第七十二条の六	平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条の三（同項の規定により読み替えられた同法第四十三条の五
	当該各号に定める率	名目手取り賃金変動率
	とする。	
	一　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（物価変動率が一を上回る場合を除く。）　物価変動率	名目手取り賃金変動率
	二　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（物価変動率が一を上回る場合を除く。）　物価変動率	
附則第十三条の九第四項		

第二十三条第四項の表附則第十二条の二第二項の項から附則第十二条の二第四項の項までを次のように改める。

附則第十二条の二第二項	次の各号に掲げる	平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率」という。）が一を下回る
	法第七十二条の三（法第七十二条の四から第七十二条の六まで	同条（平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた同法第四十三条の三から第四十三条の五まで
	当該各号に定める率	名目手取り賃金変動率
	とする。	
	一　法第七十二条の三第一項に規定する名目手取り賃金変動率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）が一を下回り、かつ、同項に規定する物価変動率（以下「物価変動率」という。）が名目手取り賃金変動率を下回る場合　名目手取り賃金変動率	平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する物価変動率（当該物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率。以下この項及び第五項において「物価変動率」という。）が
	二　物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合　物価変動率	物価変動率
附則第十二条の二第三項	物価変動率が	法第七十二条の四（法第七十二条の六
	次の各号に掲げる	名目手取り賃金変動率が一を下回る
	法第七十二条の五（法第七十二条の六	平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条の三（同項の規定により読み替えられた同法第四十三条の五
	当該各号に定める率	名目手取り賃金変動率
附則第十二条の二第四項		